

「改正障害者差別解消法」に関するアンケート報告書

調査期間：令和6年6月24日～令和6年7月31日

協力機関：奄美大島商工会議所、あまみ商工会笠利本所・住用支所・大和支所
龍郷町商工会、瀬戸内町商工会、宇検村商工会

回答：39件

質問① 障害者差別解消法という法律を知っていますか？

はい (8)	いいえ (31)
--------	----------

質問② ①で「はい」と回答した方にお伺いします。

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から民間事業者も合理的配慮の提供（本人の要望に対応する）が義務付けられたことは知っていますか？

はい (5)	いいえ (3)
--------	---------

質問③ 障害のある方から何か配慮してほしいことや要望を伝えられたことがありますか？

（例えば、車椅子で入れるようにしてほしい、商品の説明文字が読めない等）

はい (1)	・配達をたのまれた
いいえ (38)	・「車いすで入店できますか？」とたずねられたことはあります。「お手伝いしますので大丈夫ですよ」と伝えましたが、その時は入店されませんでした。（入り口に一段段差有り）

質問④ 障害のある方への接し方として難しいと感じることがありますか？

はい (10)	・言葉が聞き取りにくい事があった。 ・人によっては有りますが意思疎通が難しい。 ・発語が難しい方の意思をくみ取ること。 ・特にろうあ者の方との意思疎通がスムーズにいかない。定型的文章を書いた用紙などを用意してはいますが、もっと詳しく説明、案内などをしてほしいと思うことがあります。 ・階段の上り下り等 ・あまり障がい者と接する機会がなく、失礼な言葉、態度がないように最大限考えながら接するので、相手にも緊張が伝わってしまう。 ・お一人でも自身の身の回りのことができる方、また介助の方が付き添っていたら対応可能ですが、単独で来られた場合、対応できません。 ・精神障害などこちらが気づかず刺激になってしまうことがある。
いいえ (29)	・接したことがない

質問⑤ 障害のある方への接し方について、困った時にどこか相談することがありますか？

はい (5)	・役場保健福祉課 (4)、社協 (2)、ぴあリンク (1)
いいえ (34)	・相談先等ありましたら教えていただきたい (2) ・まずは自分たちで考えるが、困ったときは公的な所へ相談しようと思う。

質問⑥ 障害のある方への配慮について、自由にお書きください。

- ・その立場になって対応する。(2)
- ・障害のある方へは、特によく聞いて親切にしています。
- ・まだ障害者が来店した事はありません。
- ・障害を感じないように接する、あたりまえ。
- ・こまった様子ときは、お手伝いしたいと思っています。
- ・やさしく接するよう心がけます。
- ・職業柄、障害のある方に接する事が少ない、障害のある方に対して障害のない方と同じように接するのがあたりまえだと思っています。
- ・気を遣いすぎてもいけないと思うし、接する機会が増えることがいろいろなことを見せてくるのだと思う。
- ・車いす等の方が入店されることを想定して開業したが、入り口の段差解消などは立地の建物の構造上難しい状況。スタッフの手伝い等で入店は可能かと思われるが、その他具体的な要望や良い解決策があったときは検討していきたいし、事例などがあれば教えていただきたい。
- ・車いす用のスロープ等など障害者への配慮を行いたくても実際に資金等の面で後回しになってしまいます。行政からの補助をもっと増やしてほしい。

(実施) 奄美地区障害者差別解消支援地域協議会